

規程第9号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会慶弔規程

（目的）

第1条 この規程は，社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が贈る見舞金，又は弔慰金について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 本会の理事，監事及び評議員が次の各号の一つに該当したときは，見舞金及び弔慰金を贈るものとする。

- （1）本人が疾病により15日以上入院，又は1ヶ月以上の療養を要するとき
- （2）本人又はその配偶者並びに同居の一親等以内の者が死亡したとき
- （3）前各号に定めるもののほか，会長が特に認めたとき

（贈与金）

第3条 贈与金は，会長が別に定める。

（弔辞）

第4条 第2条に定めるものの他，特に功労のあった者に対しては，会長が弔辞を贈るものとする。

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年5月24日から一部改正する。